

会 議 録

□全部記録 ■要点記録

1 会議名	姫路市職員倫理審査会
2 開催日時	令和4年5月16日（月曜日） 14時00分～15時45分
3 開催場所	姫路市役所10階 第4会議室
4 出席者又は欠席者名	（出席者）姫路市職員倫理審査会委員5名 （事務局）総務局長、総務部長、職員倫理課長、職員倫理課課長補佐、職員倫理課係長、 職員倫理課主任
5 傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人なし
6 議題又は案件及び結論等	1 姫路市議会議員による不当要求事案に関する報告書 2 不当要求事案専門委員の提言 3 議員による不当要求行為の再発防止策等検討共同協議会 4 市議からの不当要求行為防止に係る取組み 5 令和3年度における姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例（規則）の運用状況等について
7 会議の全部内容又は進行記録	詳細については別紙参照

<p>会長</p>	<p>1 開会（14：00）</p> <p>（総務局長挨拶）</p> <p>（委員紹介及び会議成立確認）</p> <p>事務局からの説明の前にお諮りしたい。</p> <p>手元に、本日の資料として資料5、資料5-1、資料5-2の3種類の資料が配布されているが、資料5-2については、現在継続中の事案であるため、本審査会の条例第13条第7項に基づき、特に本審査会が必要と認める場合に該当するものとして非公開とさせてもらいたいと思う。これは、姫路市情報公開条例第7条第5項に規定する実施機関の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある部分が含まれていると考えられるためであるが、それで良いか。</p>
<p>委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>会長</p>	<p>2 姫路市議会議員による不当要求事案に関する報告書</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、事務局より資料1について説明をお願いしたい。</p> <p>《事務局から資料1の説明》</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまの説明に関し、ご意見やご質問があればお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>以前の職員倫理審査会の時にも言ったが、要望等の初期の段階で対処しておけばこのようなことにはならなかったと思う。この程度であればと、議員の顔を立ててというような考えを持っていると、今回のような事案になってしまう。局長、部長、課長がここまでは良いがここからはいけないという線を明確に部下に示す仕組みが必要であると思う。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の事案の原因として、職員が市場移転問題への影響を懸念し要求に応じてしまったという点と、議員と職員の関係が一般の市民との関係とは違うにも関わらず制度設計をしている点を専門委員からも指摘されている。過去に職員倫理審査会においても、一</p>

	<p>般市民とは異なる市議会議員と職員の関係性が不当要求行為に繋がると指摘いただいている。議員に対しては特別なルールを作って、組織全体で対応しなければならないと考えている。委員ご指摘のとおり、組織的な対応をもっと早い段階ですべきであったと思う。</p> <p>3 不当要求事案専門委員の提言</p>
<p>会長</p>	<p>事務局より資料2について説明をお願いしたい。</p> <p>《事務局から資料2の説明》</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまの説明に関し、ご意見やご質問があればお願いします。</p> <p>専門委員は常勤の委員なのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>当該事案の検証等のために、弁護士2人、大学院客員教授1人を委嘱した。なお、検証等を終えたため、既に解任されている。</p>
<p>委員</p>	<p>行政がここまで、不当要求行為を放っておいた結果このようになってしまった。例えば、ミーティングや公の会議等で要望等の内容を周知するなどして、個々の職員に背負わせず、組織で問題意識を共有するような形で対応する必要がある。</p>
<p>事務局</p>	<p>議員の要望等が記録されていないこともあった。また、問題を組織的に共有できていないことがあった。</p>
<p>委員</p>	<p>それが一番大きな問題であり、問題が共有できていれば、市役所の中で問題意識が高くなったと思われる。情報が共有できていなかったから、段々と問題も大きくなっていった。初期に毅然とした対応を行う必要がある。</p>
<p>事務局</p>	<p>今まで不当要求行為の認定は原則局長一人で判断していたが、局長が議員との関係を考慮し、不当要求行為の認定をためらうこともあったと考えられる。今後は、副市長や関係局が集まって不当要求行為該当性を審議することになるため、そこで情報共有を図ることも可能となる。</p>

委員	<p>今回は不当要求行為をした者が注目されたが、内容を見ると不当要求行為を受けた者も予算執行を遅らせるなど、あまりにも対応が適当過ぎたのではないかと思う。入札を遅らせたり、随意契約となるよう執行額を少なくする等の職員の行為を市は見て見ぬふりをしていただいたのではないか。専門委員の中には、契約規則違反を指摘している方もいるが、市は契約規則違反とまでみなしていないということが良いか。</p>
事務局	<p>契約規則違反とまでは言わないが、要望に応じ早期に発注するために工事を分割し随意契約するなど不適切な事案はあり、再発防止のために契約事務に関するガイドラインを作成した。</p>
委員	<p>今回の事案が不当要求行為ではなく、通常の要望等であったら職員の行為が見過ごされていたかもしれない。不当要求行為をしてはいけないが、通常の要望であったら良かったのか。議員が市に要望することは、特定の者を有利にするためのものであり、不当要求行為をすることと通常の要望等とどこが違うのか分からない。そのあたりを明確にして立て直す必要がある。</p> <p>今までの予算の執行に関しては了承したという認識で良いか。</p>
事務局	<p>今までの予算の執行を取り消す等のことはしていない。問題があったという反省のもとに、再発防止に関する体制や仕組みづくりに取り組んでいる。</p>
委員	<p>局長や副市長のところ市議会議員が働きかけをして応じてしまったら、下の者は応じざるを得なくなる。どこかで、歯止めをかけるルールを作る必要がある。</p> <p>4 議員による不当要求行為の再発防止策等検討共同協議会</p>
会長	<p>事務局より資料3について説明をお願いしたい。</p> <p>《事務局から資料3の説明》</p>
会長	<p>ただいまの説明に関し、ご意見やご質問があればお願いします。</p>
委員	<p>3の(2)の予算執行に係る件について、大幅な見直しと記載されているが、裁量を</p>

	なくすため具体的な数字を入れた方が良いのではないか。
事務局	議員からも同様のことを言われており、金額・割合等を示す必要があると考えている。
委員	金額よりも割合が適当と考える。
事務局	全てを議会に報告するとなると議会や市の事務も煩雑になるため、線引きを行い報告対象にしたいと考えている。
委員	いろいろな解釈ができないようにした方が、市にとっても良いと思う。
事務局	説明責任を果たすために、積極的に開示していきたいと考えている。
会長	議員による不当要求行為の再発防止策等検討共同協議会（以下「共同協議会」という。）は月1回の頻度で開催されているのか。
事務局	2週間に1回くらい開催されており、本日3回目の会議が開催された。
会長	いつまで開催されるのか。
事務局	期限は特に決めていない。再発防止策については、協議が整ったものから実施することとしている。合議体による不当要求行為の判断を行う件については、共同協議会に報告し既に実施している。しかし、専門委員の意見にもあった市議会議員の要望等の全件録音については議会の承諾がなくても可能なことかと思うが、お互いの信頼関係も考慮し協議することになると考えている。
委員	再発防止策が決まったら、職員倫理審査会に報告するのか。
事務局	報告したい。
委員	共同協議会に出席していない市議会議員が、共同協議会で決まった再発防止策を認めないということもあるのではないか。

事務局	<p>共同協議会は任意設置の会議であり、決定に効力はないが、出席者は各会派を代表されているため、各会派では了承されていると思う。</p>
委員	<p>録音が無い案件について検証等されている点がどうかと思う。今後、職員は毅然とした態度をとっていただきたい。</p> <p>白浜小学校の相撲場については、2年程放置されている。使用方法を検討するなど、無駄にならないようにしていただきたい。</p> <p>5 市議からの不当要求行為防止に係る取組み</p>
会長	<p>事務局より資料4について説明をお願いしたい。</p> <p>《事務局から資料4の説明》</p>
会長	<p>ただいまの説明に関し、ご意見やご質問があればお願いします。</p>
委員	<p>チェックリストはできているのか。</p>
事務局	<p>現在作成中である。今年度の市議会議員の要望等を確認する中で、面談時間や大声の程度など内容を整理しているところである。また、チェックリストの活用方法についても、検討しているところであり、完成したら職員倫理審査会に報告したいと考えている。</p>
委員	<p>チェックリストで確認して、いくつ以上であれば不当要求行為に認定するなど基準を決めた方が良いと思う。</p>
事務局	<p>運用しながら調整していきたいと考えているが、出来る限り広く審議案件となるようにチェックリストを作成したいと考えている。</p>
委員	<p>特別委員会で問題となった事案のうち、要望等として記録されていたのは何件あったのか。</p>
事務局	<p>多くの案件で記録されておらず、特別委員会の指摘を受け記録や資料を提出したもの</p>

	<p>が多かった。</p>
委員	<p>ということは、今後、市議会議員の要望等を全件チェックすることとしているが、これまで要望等として記録されていなかったものがあることを考えると、かなり増えることになると思定される。</p>
事務局	<p>各局の部長級が参加する倫理監督者会議や局庶務担当者会議、定例局長会議を通じて全件記録の徹底を指示しているため、要望記録の件数は増えてくると思う。</p>
委員	<p>チェックリストについて、不当要求行為に該当するかどうかも大切だと思うが、要望等を受けて分割発注し随意契約したり、増額変更契約を締結した等職員がどのように対応したかも記録した方が良いと思う。</p> <p>また、客観的な検証を行うためには録音が大事である。よって、条例上できる限り要望者に対して録音する旨を告げるよう努力義務を課しているが、お互いの信頼を損なうことを防ぐために議員については全件録音するということを条例内に明記しておいた方が良いと思う。</p>
事務局	<p>要望記録に関して、チェックリストの作成も行うが事例集のようなものも作成したいと考えている。</p> <p>また、録音については、音声データが公文書となるためそのあたりも含めて検討をしていきたいと考えている。</p>
委員	<p>事前連絡をした上で来た場合は別であるが、突然来られた場合は録音をしても良いと思う。</p>
事務局	<p>共同協議会でも録音については議題になっているが、録音機器を持っていない時に要望されると録音することができない。また、議会側から特定の議員については録音するなどの恣意的な運用も考えられるなどの指摘もあるため、実施するのであれば公平に全て録音しなければ意味がなく、証拠能力としても意味がないと考える。録音の手法については協議中である。</p> <p>なお、議会も録音の必要性は認めている。</p>

会長	要望等庁内審議会は条例に基づき設置されたのか。
事務局	要望等庁内審議会は内部組織であるため、要綱に基づき設置した。
	6 令和3年度における姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例（規則）の運用状況等について
会長	事務局より資料5、資料5-1について説明をお願いしたい。
	《事務局から資料5、資料5-1説明》
会長	ただいまの説明に関し、ご意見やご質問があればお願いします。 要望等に関して、コロナ禍が何か影響を及ぼしたのか。
事務局	令和2年度については、新型コロナウイルスに関連して不当要求行為を行う事例が多かった。令和3年度は繰り返し不当要求行為を行う者が多かったため、説明責任を果たしているにもかかわらず何度も同じ要望等をするようであれば退去命令を発するよう倫理監督者会議やグループミーティング等で周知した。そのため、職員の不当要求行為に関する意識が向上し、結果として不当要求行為の件数が増加したという面もある。 繰り返し不当要求行為をする者は、一旦退去しても再来するので、退去命令などにより、このような者に対応する職員の負担をできる限り減らしたいと考えている。
	【非公開】
会長	事務局からその他の連絡をお願いしたい。
事務局	資料5-2については、回収させていただきたい。
会長	以上をもって本日の会議を終了する。
	閉会（15：45）